

労働基準情報

昼休みの延長必要か 残業で8時間超える日

労基


設立間もない企業で、所定労働時間は1日7時間のところ、最近業務が立て込んできて時々2～3時間残業するケースが生じるようになっていきます。通常は50分の昼休みですが、1日の労働時間が長くなると休憩時間も長くしなければいけないと知り合いの社労士から指摘されました。日によって残業するかどうか分からない場合は、あらかじめ昼休みを延長する必要があるでしょうか。



A 不足分は別途追加でもよい

休憩時間について定めた労基法34条1項は、1日の労働時間が6時間を超える場合、「労働時間の途中に」休憩時間を与えなければいけないと定めています。

労働時間が8時間以下であれば最低45分、8時間を超えると最低1時間の休憩時間が必要になりますので、通常の休憩時間が50分なら、所定労働時間内に業務が終われば問題ありません。しかし、残業で8時間を超えることが見込まれる日については、10分休憩時間が不足することになります。

始業の段階でその日の残業の見込みがあれば、昼休みを10分延長して1時間にできますが、いつも判断がつくとは限らないため、企業等によっては残業に入る前に「小休憩」を取り、不足分をカバーするところもあるようです。いずれにせよ休憩の取り方は労使間でよく話し合い、就業規則上に規定を整備しておくことが必要です。



通災は認定されるか マイカーで配偶者送迎

労災


夫が勤務先の異動で、駅から遠い職場に変わったためマイカーで通勤することになりました。私の勤務先は夫の職場の隣町にあり、時間が合うときは送ってもらっていますが、通常の通勤経路から少し外れることになるので、交通事故にあった時に夫に通勤災害が認めてもらえなくなるのではと懸念しています。認められる場合、そうでない場合について教えてください。



A 合理的な経路及び方法なら

通勤災害の対象になる通勤は労災法7条2項に定義があり、住居と就業の場所の間等を合理的な経路及び方法により行うこと、とされています。

「合理的な経路及び方法」か否かは、これまで多くの事例で判断が示されていますが、共働きの配偶者を送迎して通勤することは日常よくあることで、車を運転する本人の勤務先に向かう途中に配偶者の勤務先があり、本人の通勤経路からさほど離れていなければ「合理的」な範囲を逸脱しておらず、通勤災害が認められるものとしています（昭49・3・4基取289号）。一方、配偶者の勤務先が本人の勤務先より先の場所にあり、3キロ程度の距離を迂回する場合について合理性が認められないとされたものもあります（昭49・8・28基取2169号）。

もっともこれらの判断は距離以外の要素が加味されたものも多く、個別の事情に照らして考える必要はあります。

